

平成28年度
グリーン経営認証
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者がグリーン経営を推進する認証機関の認証制度について、認証登録を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 グリーン経営を推進する認証機関とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第4条 本要綱に定める助成事業は、平成28年4月1日から平成29年2月28日までとする。但し、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(助成金額)

第5条 助成金額は、奈良県内営業所のグリーン経営認証登録の取得又は更新に要した費用のうち、1事業者30,000円とし、要した費用がこの額に満たないときはその金額とする。

(交付申請)

第6条 この助成金の申請は、様式1の「グリーン経営認証助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

- 1. この要綱は、平成28年4月1日より適用する。